事前協議についての注意事項

1) 事業計画書

事前協議は、所定の「事業計画書」に必要図書を添付のうえ、2部提出してください。 提出先は建築指導課です。

なお、協議済み通知書交付時に1部を返却します。

2) 添付図書

事業計画書には、案内図、配置図、平面図、立面図、外構図その他必要な図書を 添付してください。なお、事前協議にあたり特に記入の必要な事項は下記の通りです。

図書の種類	特に記入の必要な事項
配置図 又は外構図	□車両出入口の位置及び幅員 前面道路について交差点のある場合は、その明示および交差点からの 距離を記入。
	□駐車場の位置 駐車部分の1台当たりの幅, 長さ及び通路幅を記入すること。 機械式駐車場を設置する場合には, 製品の仕様がわかる図書を添付。
	□廃棄物集積所の位置及び面積 廃棄物集積所については構造を確認するために、次のいずれかの図面を 添付すること。 ①既製品を使用する場合にはカタログのコピー ②建築物の場合は扉の位置および間口の寸法が分かる図面
	□緑地の配置, 樹種及び面積計算表
	口敷地境界の生垣, フェンスなど
	□管理連絡先表示板設置位置
その他	□「建築計画のお知らせ」看板の写真 前面道路沿いに設置したことが確認できる遠景および記載内容の確 認ができる近景の写真。

※ 参考図として日影図等の提出を求める場合があります。

3) 廃棄物集積所の計画については、事前に環境衛生課と十分な打ち合わせを行ってください。

廃棄物集積所設置時の注意事項

廃棄物集積所の設置に際しては、特に以下の点に注意して下さい。

【面積について】

・面積については、<u>計画戸数に 0.2 を乗じて得た数値以上の面積</u>(単位は平方 メートル)を確保して下さい。

(つくば市中高層建築物等指導要綱 第7条 参照)

【位置について】

- 集積所は建築物の敷地内の道路に面した位置に設置して下さい。
- ・収集車両の停車位置が道路交通法上支障のない場所に設置して下さい。
- 上記以外に集積所を設置する場合は、以下の点を考慮願います。
 - ① 収集車の車両規格を考慮した施設を整備すること。
 - ② 通路は収集車の通行に支障がない幅員及び高さを有すること。
 - *建築物の敷地内に収集車両が入る場合は、収集車の軌跡図を提出して下さい。

(つくば市中高層建築物等指導要綱運用基準 第11(1)設置の基準 参照)

詳しくは「つくば市中高層建築物等指導要綱」、「つくば市中高層建築物等 指導要綱運用基準」をご参照下さい。

(インターネットでは、

つくば市ホームページ→まちづくり・事業者→建築→

つくば市中高層建築物等指導要綱でご覧になれます。)

つくば市役所 生活環境部 環境衛生課 ごみ減量推進係